

## 第 4 章 生活排水処理基本計画

1.生活排水処理の基本方針	4- 1
1-1 生活排水処理に係る理念・目標	4- 1
1-2 生活排水処理施設整備の基本方針	4- 1
2.生活排水の排出の状況	4- 3
2-1 生活排水処理の流れ	4- 3
2-2 処理形態別人口の実績	4- 4
2-3 生活排水処理事業の概要	4- 5
2-4 し尿等の発生量の実績及びその性状	4- 8
2-5 し尿等の処理の実績	4- 9
2-6 し尿等の処理に係る経費の状況	4-12
2-7 生活排水処理の評価	4-12
2-8 生活排水処理の課題	4-16
3.生活排水処理基本計画	4-18
3-1 生活排水の処理主体	4-18
3-2 生活排水の処理の目標	4-18
3-3 生活排水を処理する区域及び人口等	4-19
3-4 施設及びその整備計画の概要	4-21
3-5 し尿・汚泥の処理計画	4-21
3-6 その他生活排水処理に関し必要な事項	4-24



## 第4章 生活排水処理基本計画

### 1. 生活排水処理の基本方針

#### 1-1 生活排水処理に係る理念・目標

本市は、県下有数の工業都市であると同時に、日本有数のトンボの生息地「桶ヶ谷沼」をはじめ、豊かな自然環境を有している。主要河川には、1級河川の天竜川、2級河川の太田川、今之浦川、仿僧川があり、水質汚濁防止法や静岡県公害防止条例に基づき工場からの排水規制が行われている。また、太田川水系の水をきれいにする会が河川水質調査ほか河川美化の啓発事業等を行っている。

生活排水処理対策としては、公共下水道事業、農業集落排水処理事業及び合併処理浄化槽整備事業を推進しているところであるが、これらを利用していない家庭や事業所については生活排水を直接水路等に排水しているところもあり、河川水質の悪化が懸念される。

良好な生活環境と自然環境の保全を図るため、豊かな自然を育む河川、池沼等水域の環境保全は重要課題である。

したがって、生活排水による水質汚濁を防ぐため、生活排水対策の必要性等について住民に理解を求め、積極的に水質保全に取り組んでいく生活環境を築いていくことを目標とし、磐田市環境基本計画において望ましい環境像として掲げる「ともに学び ともに創る水と緑の彩るまち いわた」の実現を目指していく。

#### 1-2 生活排水処理施設整備の基本方針 -----

生活排水対策の基本として、生活排水処理施設の整備普及を進めていくこととし、その基本方針は次の通りとする。

##### 1-2-1 公共下水道

人口の密集地域である市街化区域を中心とした下水道計画区域においては、公共下水道の整備を推進し、下水道整備区域内の全ての家庭、事業所等が公共下水道へ接続するよう、啓発・指導を行う。

また市街化調整区域の人口密集地については、特定環境保全公共下水道事業の整備を進めていく。

### 1-2-2 農業集落排水処理施設

農業振興地域で、ある程度住居がまとまっている集落を形成している地域には農業集落排水処理施設が整備されている。これらを適正に維持し、地域の水質浄化を図る。

### 1-2-3 合併処理浄化槽

次の地域については、合併処理浄化槽による処理を推進する。

- ・ 住居が分散して立地している下水道整備区域外及び農業集落排水事業の実施区域外の地域。
- ・ 下水道整備予定区域内であっても、まとまった集落が形成されず経済的に下水道整備が不利で、事業区域には含めず下水道整備区域からの削除を検討する地域。
- ・ 下水道整備予定区域内であっても、公共下水道が整備されるまでに時間を要する公共下水道の事業区域以外の区域

### 1-2-4 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽を設置している家庭については、各家庭の事情を勘案しつつ、公共下水道若しくは農業集落排水への接続又は合併処理浄化槽への転換を促し、協力を求める。

### 1-2-5 し尿処理施設

浄化槽汚泥及び汲み取り生し尿については、本市が運営管理する磐田市衛生プラントで処理する。公共下水道の普及に伴い、全体処理量は減少傾向にあるものの、浄化槽汚泥量が横ばい傾向であるため、施設維持改修を計画的に進め、同施設において長期にわたり安定して処理できるよう努めていく。

## 2. 生活排水の排出の状況

### 2-1 生活排水処理の流れ

本市における現状の生活排水処理の流れを図4-2-1に示す。公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽を利用している家庭及び事業所で発生するし尿及び生活雑排水は、各施設で処理され、浄化された排水として放流されている。単独処理浄化槽及びし尿の汲み取りを利用している家庭及び事業所から発生する生活雑排水は、未処理のまま放流されている。

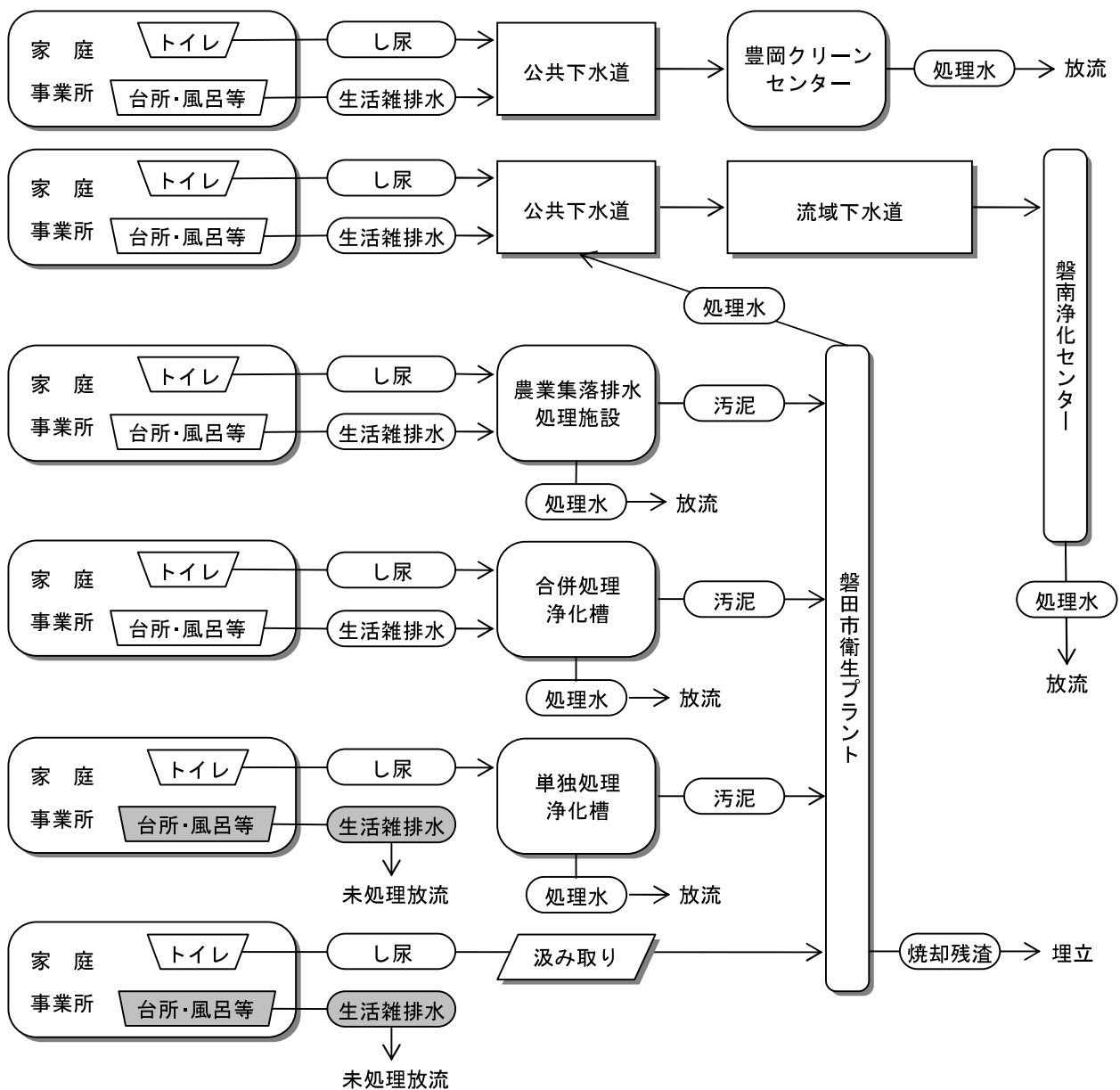


図4-2-1 現状の生活排水処理の流れ

2-2 処理形態別人口の実績

生活排水の処理形態別人口の推移を図4-2-2に示す。

公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口は増加し、単独処理浄化槽人口及びし尿収集人口は減少している。

農業集落排水については、計画された4地区の整備が終了し、公共下水道に接続していた向笠里地区を平成22年度から公共下水道に含めたため処理人口が一時的に減少している。

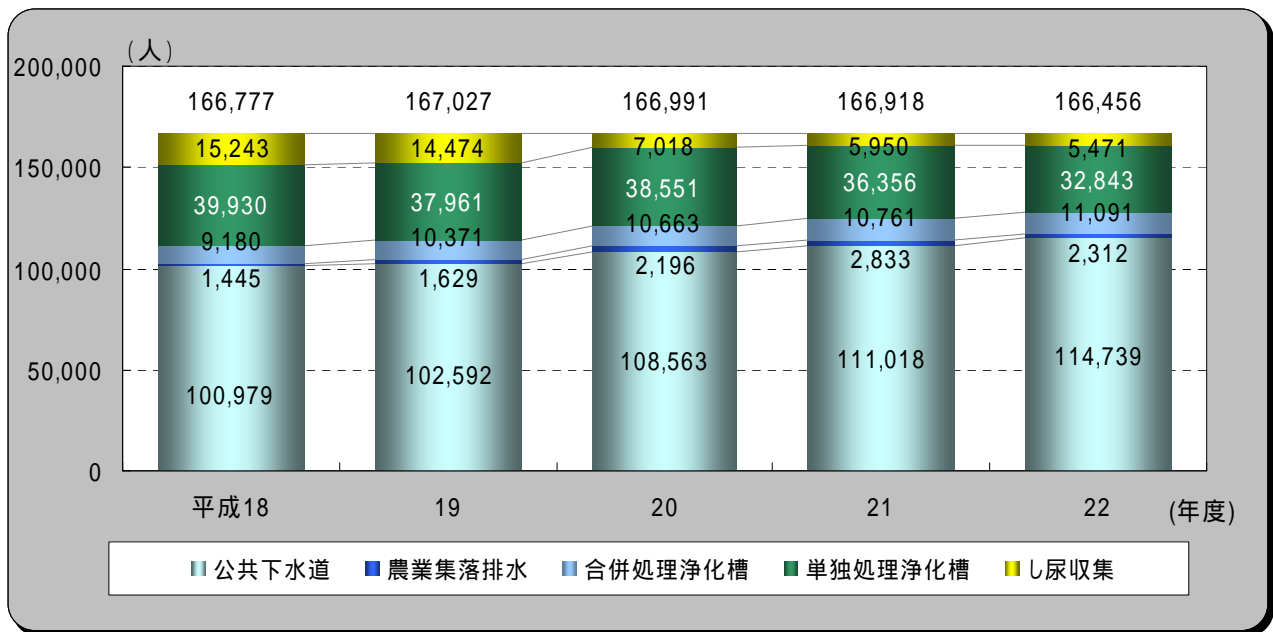


図4-2-2 生活排水の処理形態別人口の推移

## 2-3 生活排水処理事業の概要

## 2-3-1 下水道事業

## (1) 天竜川左岸流域下水道

仿僧川、太田川、天竜川等の公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るため、天竜川以東から太田川に至る沿岸内陸部を対象に昭和56年度より事業着手し、平成2年6月から供用を開始している。

幹線管渠、ポンプ場、処理場等の主要な施設の設置、管理は流域下水道として静岡県が行い、幹線管渠に接続する枝線管渠の整備は公共下水道として本市が行っている。

流域下水道事業は、複数自治体で構成されることが要件であるが、市町村合併により構成する自治体が本市1自治体となったため、合併後10年を期限として静岡県の事業を廃止し、本市に移管される計画である。

流域下水道の全体計画及び供用状況を表4-2-1に示す。

表4-2-1 天竜川左岸流域下水道の全体計画及び供用状況

処 理 区	名 称	天竜川左岸流域下水道	
	処 理 区 名	磐南処理区	
	対 象 地 域	磐田市	
	事 業 着 手	昭和56年7月9日	
	供 用 開 始	平成2年6月1日	
	区 分	全体計画	平成20年3月31日現在
	処 理 面 積	3,980 ha	2,416 ha
処 理 人 口	145,000 人	110,194 人	
終 末 処 理 場	施 設 名 称	磐南浄化センター	
	排 除 方 式	分流式	同左
	処 理 方 式	標準活性汚泥法 + 急速ろ過法	標準活性汚泥法
	敷 地 面 積	13.02 ha	同左
	処 理 能 力	88,000 m <sup>3</sup> /日最大	41,250 m <sup>3</sup> /日最大
	系 列 数	4系列	1.5系列
	汚 泥 焼 却 施 設	40t/日×1炉 35t/日×1炉	35t/日×1炉
	放 流 先	旧仿僧川	同左

出典)「静岡県の下水道」平成22年1月 静岡県建設部都市局 生活排水室

(2) 豊岡処理区公共下水道

豊岡地区では、旧豊岡村の頃から単独で公共下水道の整備を実施していた。天竜川、一雲済川等の公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るため平成6年度より事業着手し、平成13年3月から供用を開始している。

豊岡処理区公共下水道の全体計画及び供用状況を表4-2-2に、公共下水道接続人口の推移を図4-2-3に示す。

表4-2-2 豊岡処理区公共下水道の全体計画及び供用状況

処 理 区	種 別	公共下水道		
	処 理 区 名	豊岡処理区		
	対 象 地 域	豊岡北地区及び南地区 (社山、合代島上、大楽地、神田地区の一部を除く)		
	事 業 着 手	平成6年6月28日		
	供 用 開 始	平成13年3月		
	区 分	全体計画	平成20年度末	
	処 理 面 積	317 ha	195 ha	
	処 理 人 口	9,300 人	6,930 人	
	終 末 処 理 場	施 設 名 称	豊岡クリーンセンター	
		排 除 方 式	分流式	
処 理 方 式		オキシデーションディッチ法		
敷 地 面 積		23,819 m <sup>2</sup>		
処 理 能 力		5,500 m <sup>3</sup> /日最大	2,200 m <sup>3</sup> /日最大	
放 流 先		松木1号排水路		

出典)「静岡県の下水道」平成22年1月 静岡県建設部都市局 生活排水室

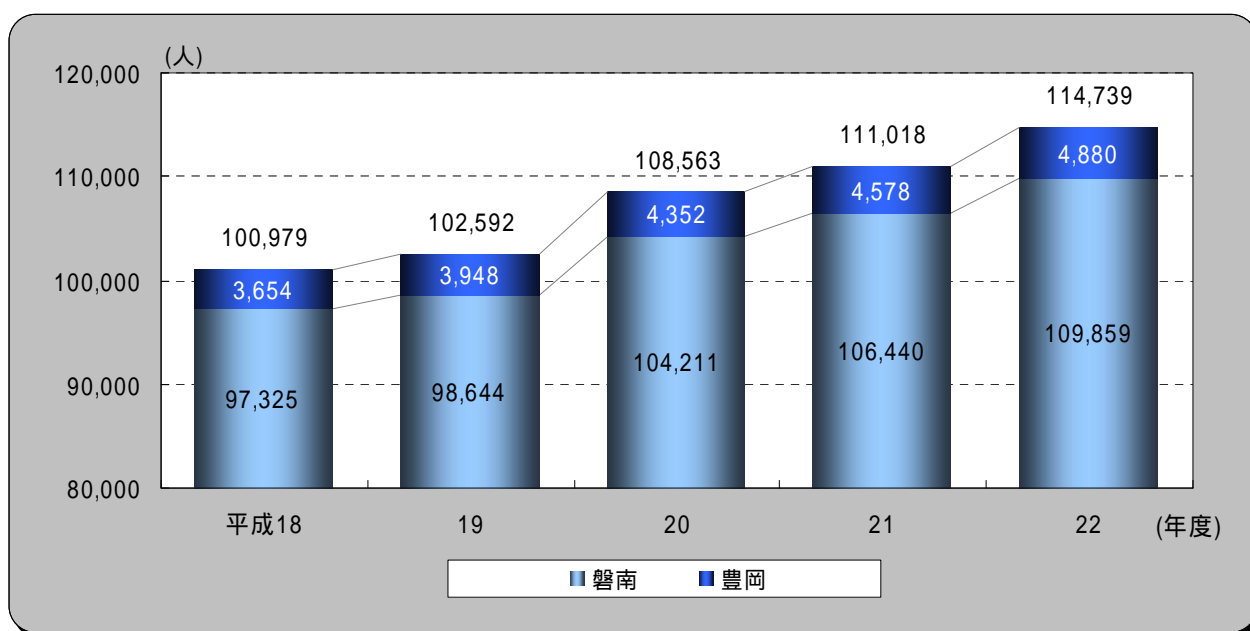


図4-2-3 公共下水道接続人口の推移



2-3-2 農業集落排水処理事業

農業集落排水処理事業は、農業振興地域内の農業用排水の水質保全及び生活環境の改善を図るために行われる。

本市では、鮫島・浜部地区が平成6年度に供用を開始してから、14年度に西島・玉越地区、19年度に敷地地区及び向笠里地区で供用を開始した。向笠里地区の農業集落排水は公共下水道に接続していて、平成22年度からは公共下水道に含めている。

集落排水処理施設の概要を表4-2-3に、接続人口の推移を図4-2-4に示す。

表4-2-3 農業集落排水処理施設の概要

名称	鮫島・浜部 集落排水処理施設	西島・玉越 集落排水処理施設	敷地 集落排水処理施設	向笠里 集落排水処理施設
敷地面積	966 m <sup>2</sup>	1,505.34 m <sup>2</sup>	1,542.92 m <sup>2</sup>	-
事業年度	平成2年度 ～平成6年度	平成9年度 ～平成13年度	平成10年度 ～平成19年度	平成14年度 ～平成19年度
供用開始	平成6年6月	平成14年6月	平成19年6月	平成20年3月31日
処理方式	JARUS-型 流量調整 嫌気性ろ床 接触ばっ気	JARUS-型 流量調整 嫌気性ろ床 接触ばっ気	JARUS-OD型 柱状-シホン-イッチ法	(公共下水道接続)
計画処理人口	900人	960人	1,740人	1,240人

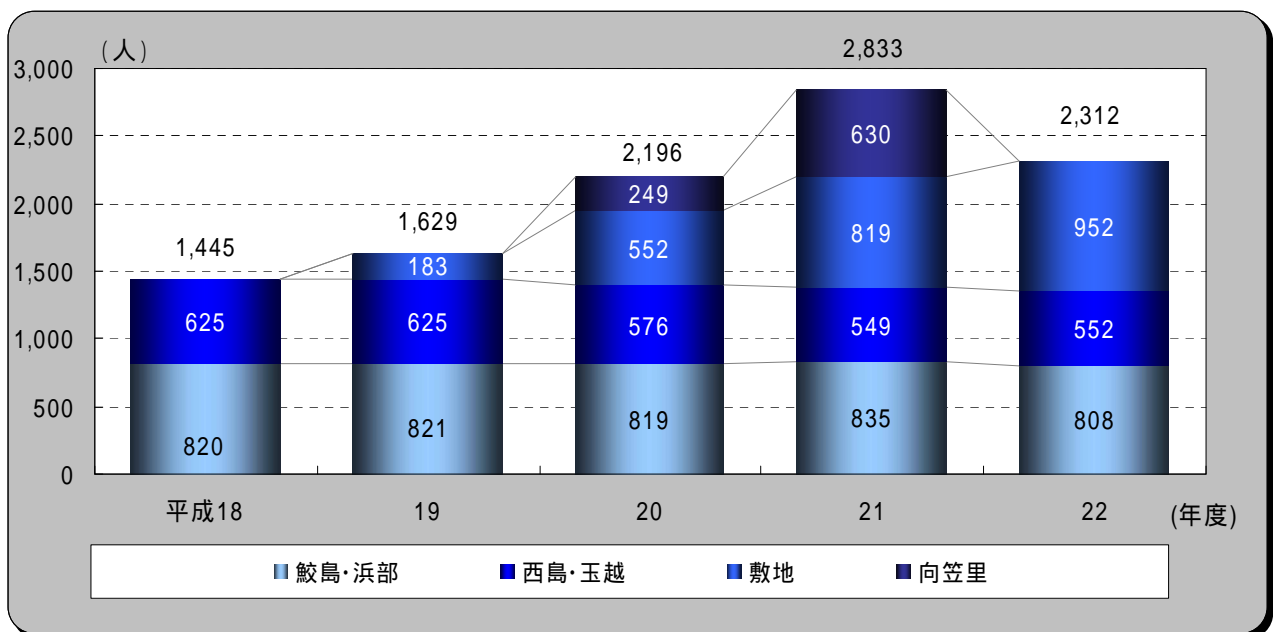


図4-2-4 農業集落排水接続人口の推移

2-3-3 合併処理浄化槽設置事業

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置者に対して補助金を交付している。補助基数の推移を図4-2-5に示す。

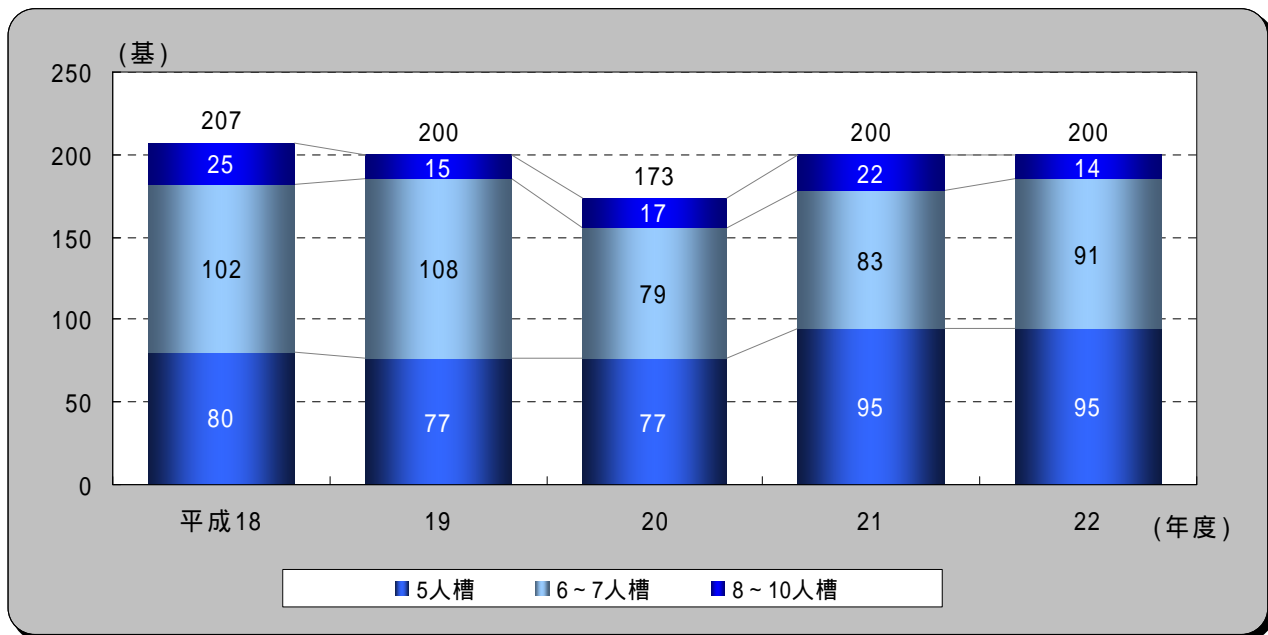


図4-2-5 合併処理浄化槽設置事業補助基数の推移

2-4 し尿等の発生量の実績及びその性状

し尿及び浄化槽汚泥量の推移を図4-2-6に示す。し尿量は、年々減少している。浄化槽汚泥量は、増減を繰り返している。全体としては、わずかに減少している。

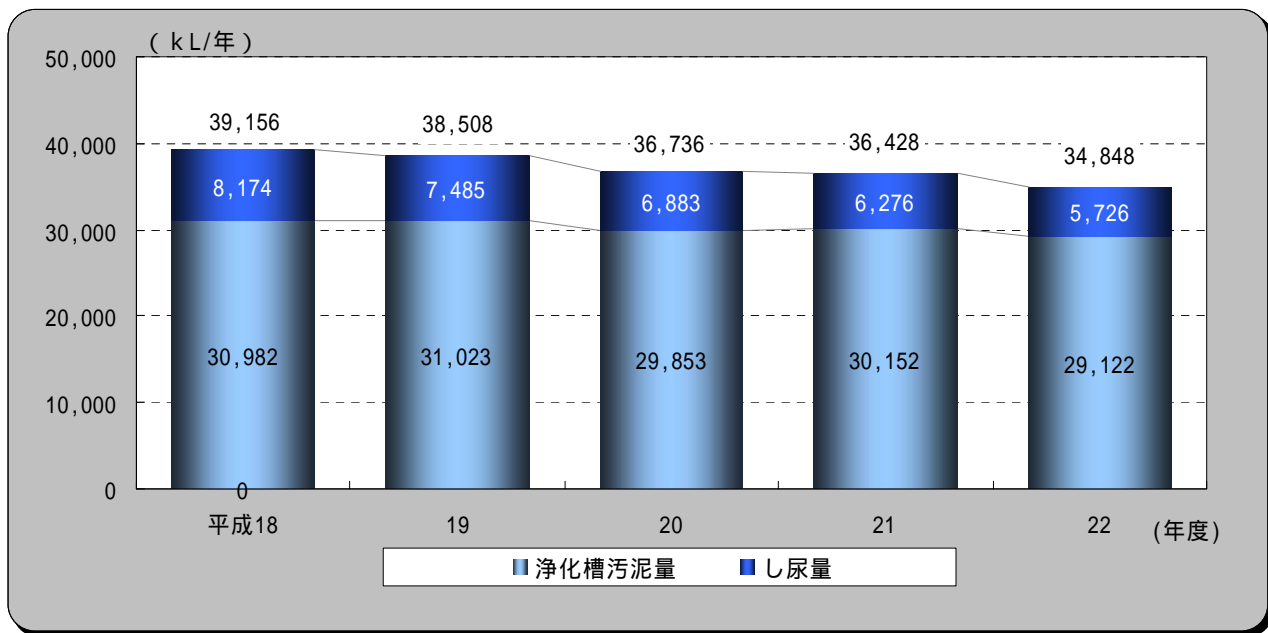


図4-2-6 し尿及び浄化槽汚泥量の推移

## 2-5 し尿等の処理の実績

### 2-5-1 収集の状況

本市のし尿等の収集車両台数と積載量の推移を図4-2-7に示す。磐田地区のし尿収集の一部を直営で行っているほかは、許可業者により収集を行っている。

し尿等の収集については、公共下水道の普及とともに収集量が減少し、収集業者の経営基盤を圧迫する懸念がある。本市では「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の規定に従い「し尿合理化事業計画推進事業」を実施し、代替業務の提供及び転廃交付金の交付により許可車両の減車を実現した。これにより、許可業者数は5社になり、車両台数及び積載量が大きく減少している。

し尿等の収集料金は従量制で、18L当たり265円である。豊岡地区については合併後の平成17年度から、その他の地区は平成11年度から同一の料金である。

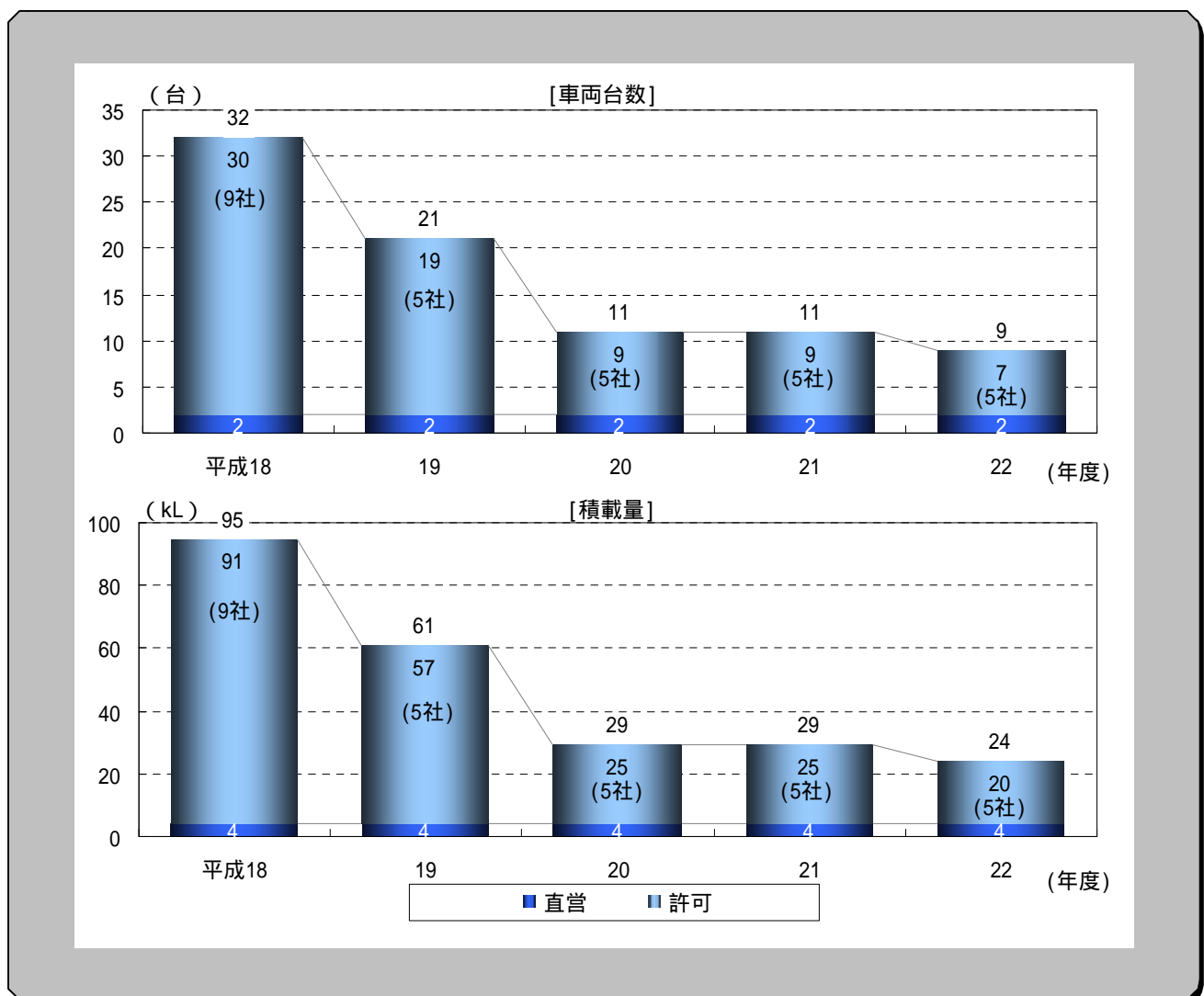


図4-2-7 し尿等の収集車両台数と積載量の推移

2-5-2 処理・処分の状況

し尿及び浄化槽汚泥は、磐田市衛生プラントで処理している。当施設は、平成元年度から稼働している。当初は計画処理量 163kL/日の好気性消化処理方式であった。平成4年3月31日に処理水の一部を下水道放流へ切り換え、平成4年10月1日からは放流水全量を下水道放流とした。平成6年度には油分浄化槽汚泥脱水機の設置及び高負荷脱窒素膜分離方式への改造を行っている。受け入れ時に取り除かれるし渣<sup>\*</sup>及び処理後の脱水汚泥は施設内の焼却炉で焼却され、焼却残渣は埋立処分されている。

磐田市衛生プラントの概要を表4-2-4に、処理工程を図4-2-8に示す。

表4-2-4 磐田市衛生プラントの概要

施設名称	磐田市衛生プラント			
施設所管	磐田市			
所在地	磐田市千手堂2066			
計画処理量	163kL/日（し尿83kL/日、浄化槽汚泥80kL/日）			
処理方式	主処理	高負荷脱窒素膜分離処理		
	汚泥処理	脱水 + 乾燥 + 焼却		
	臭気処理	高濃度処理： 燃焼脱臭 / 生物脱臭 （反応槽吹込、炉停止時） 中低濃度臭気： 酸洗浄 + アルカリ・次亜塩素酸ソーダ洗浄 + 活性炭吸着処理		
プロセス用水	地下水			
放流先	天竜川左岸流域下水道			
し渣の処分方法	施設内で焼却後、焼却灰を搬出し委託処分			
汚泥の処分方法	施設内で焼却後、焼却灰を搬出し委託処分			
水質等	項目	単位	基準値	計画値
	pH	-	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6
	BOD	mg/L	200	200
	SS	mg/L	200	200
	T-N	mg/L	100	100
竣工年度	当初：平成元年度 改造：平成6年度			
設計・施工	当初：住友重機械工業株式会社 改造：株式会社荏原製作所			

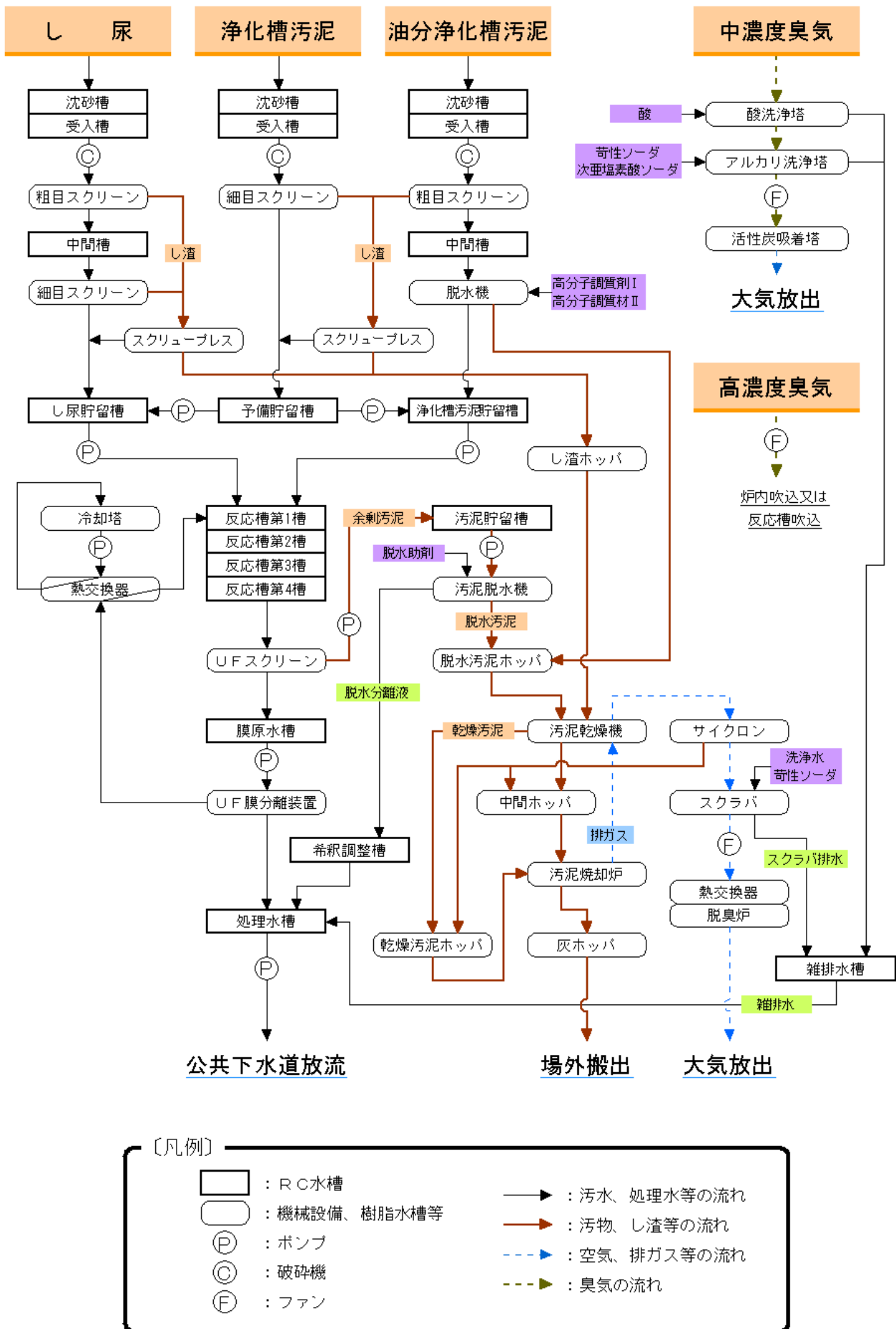


図 4-2-8 磐田市衛生プラントの処理工程

2-6 し尿等の処理に係る経費の状況

し尿等の処理に係る経費の推移を図4-2-9に示す。現状では1人当たりの処理経費が2,300円から3,000円程度、1kL当たりの処理経費が3,800円から4,600円程度で安定して推移している。

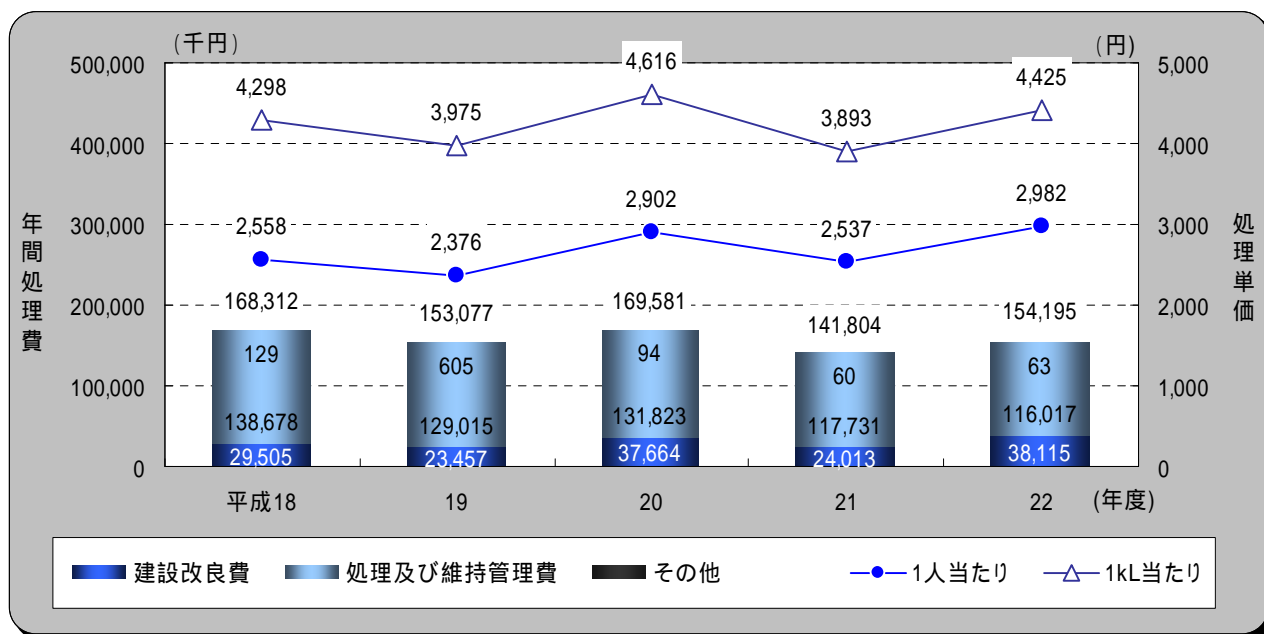


図4-2-9 し尿等の処理に係る経費の推移

2-7 生活排水処理の評価

2-7-1 水洗化・生活雑排水処理率の経過

水洗化・生活雑排水処理率の実績と前計画値との比較を図4-2-10に示す。また、平成21年度における国、県及び周辺市町の水洗化・生活雑排水処理率の実績を表4-2-5に示す。

前計画との比較では、平成21年度まで前計画の予測値を下回っていたが平成22年度にほぼ同値となった。

他自治体との比較では、全国平均及び浜松市の実績には及ばないものの県平均は上回っている。

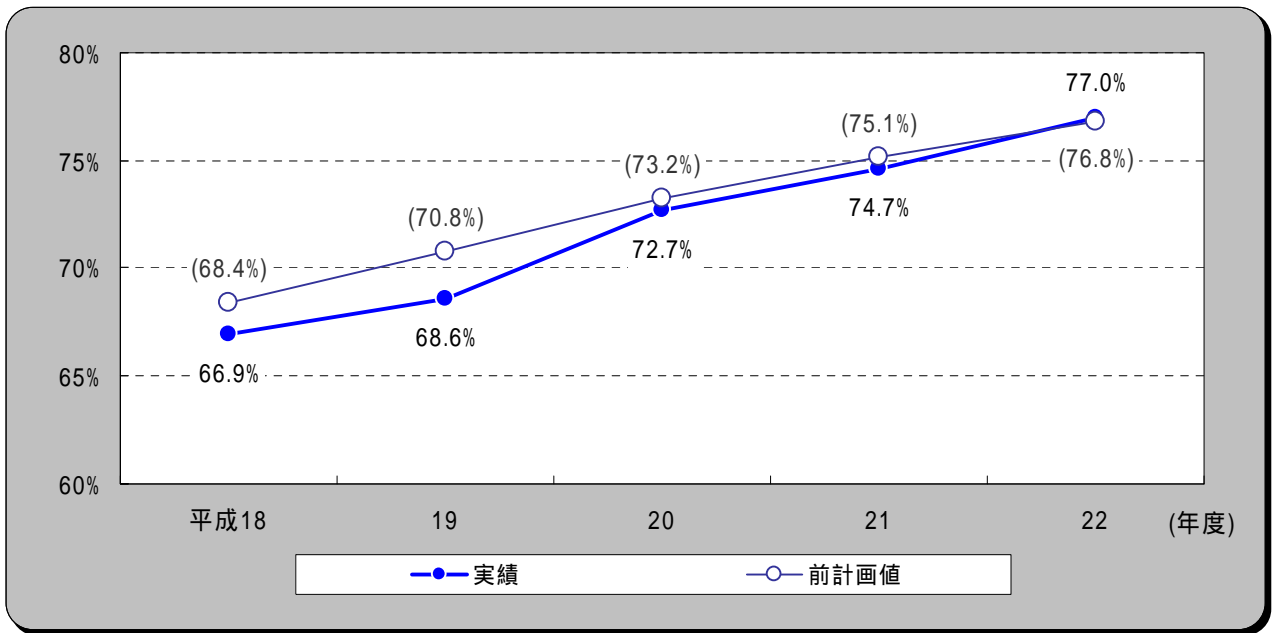


図 4-2-10 水洗化・生活雑排水処理率の実績と前計画値との比較

表 4-2-5 国、県及び周辺市町の水洗化・生活雑排水処理率の実績

自治体	水洗化・生活雑排水処理率
磐田市	74.7%
全国平均	80.0%
静岡県平均	65.1%
浜松市	78.3%
掛川市	47.4%
袋井市	58.8%
森町	19.4%

注 1)平成 21 年 10 月 1 日現在

2)本市は年度末現在の人口に基づき、その他は 10 月 1 日現在の人口に基づく。

### 2-7-2 生活排水処理人口の割合

平成 22 年度末における生活排水処理人口割合の実績と前計画との比較を図 4-2-11 に示す。

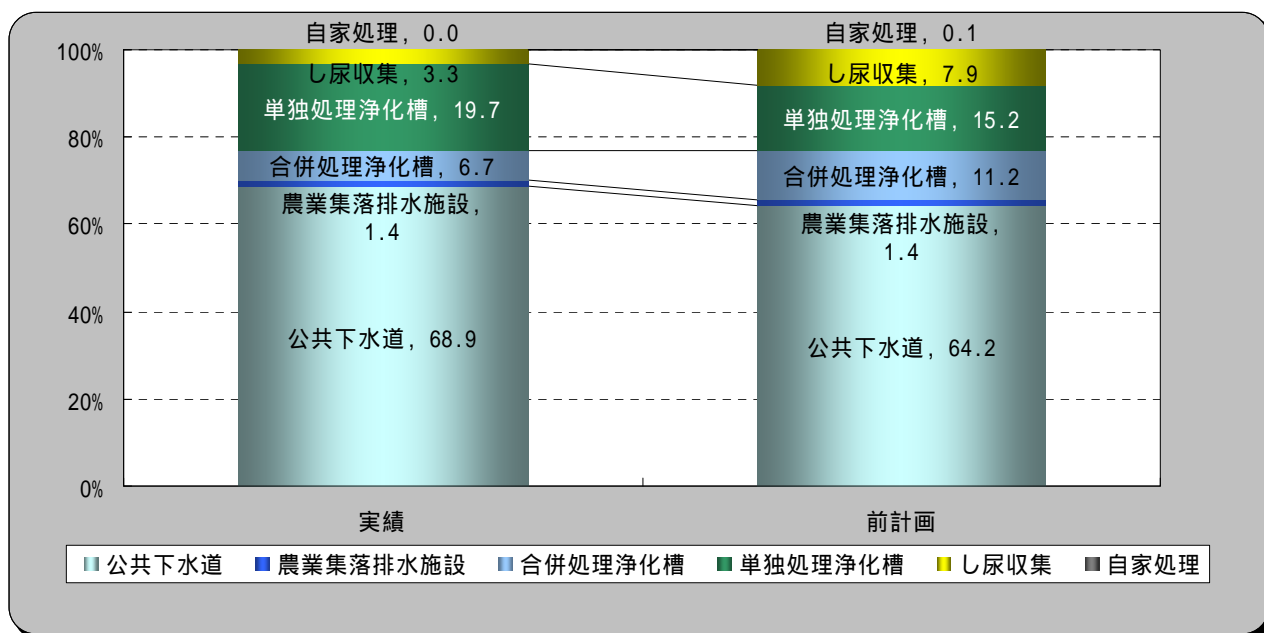
合併処理浄化槽人口の割合は、前計画値よりも実績は伸びていない。

公共下水道人口の割合は、実績の方が伸びている。

単独処理浄化槽人口の割合は、前計画値ほど減っていない。

し尿収集人口は、前計画値より実績の方が減っている。

自家処理人口は、既になくなっていない。



注)平成 22 年度末現在

図 4-2-11 生活排水処理人口割合の実績と前計画との比較

### 2-7-3 し尿等処理量の比較

し尿等処理量の実績と前計画値との比較を図 4-2-12 に示す。

し尿処理量は、実績の方が前計画値より少ない。

浄化槽汚泥は、実績の方が前計画値より多い。

処理量の合計では、実績の方が前計画値より多い。

その結果、浄化槽汚泥混入率は実績の方が前計画値より多い。



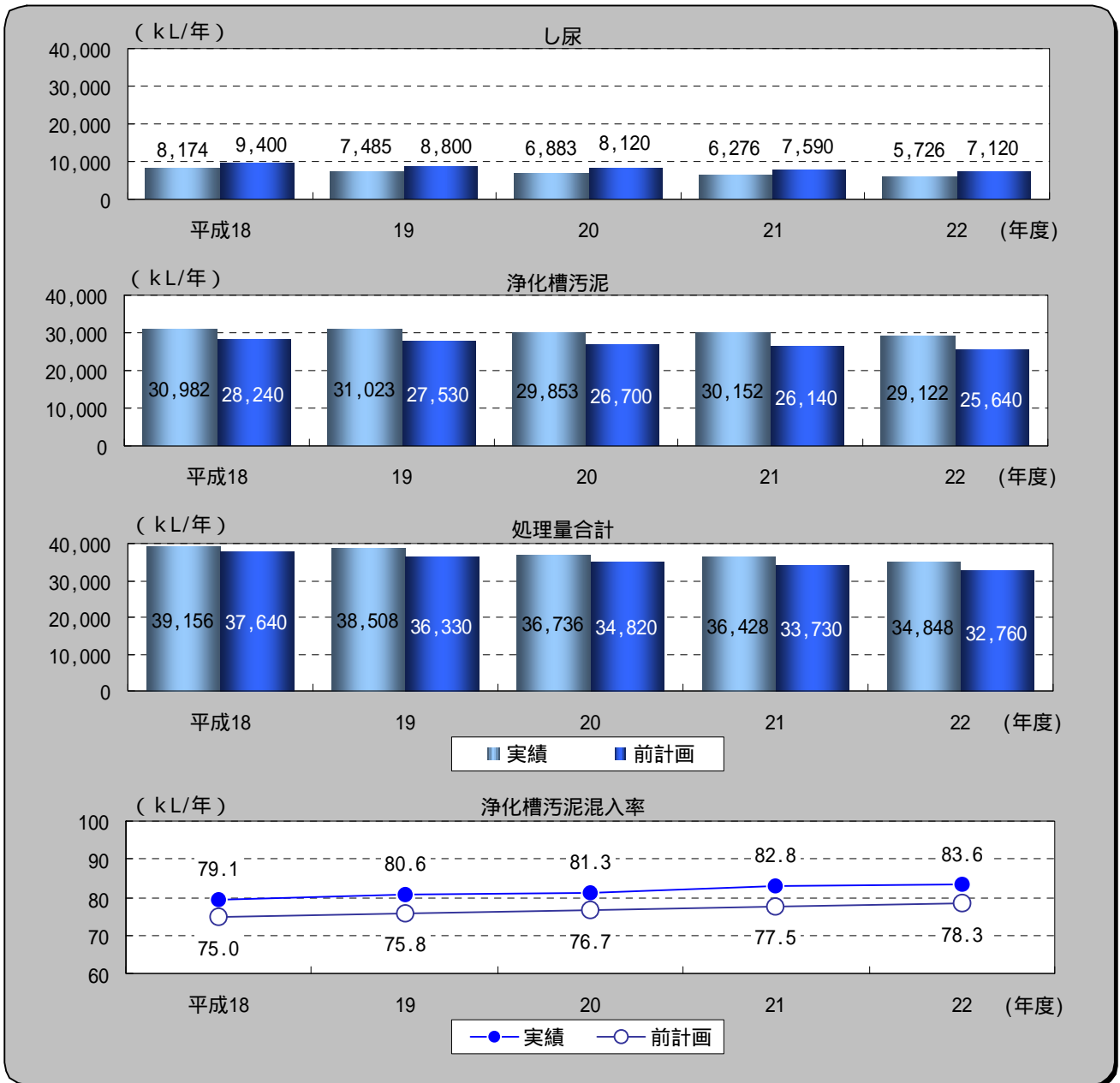


図 4-2-12 し尿及び浄化槽汚泥処理量の実績と前計画値との比較

#### 2-7-4 評価

公共下水道人口が順調に伸びているため水洗化・生活雑排水処理率は、ほぼ計画通りに増加している。一方で合併処理浄化槽の設置が計画通りには進行していない。これは、景気低迷により家屋等の新築や建て替え需要が落ち込んでいることが一因であると考えられる。

し尿の収集人口は急速に減少しているため、し尿処理量も減少し、浄化槽汚泥混入率が上昇している。浄化槽汚泥の割合が増加すると性状が希薄化し、処理効率の悪化が懸念される。

## 2-8 生活排水処理の課題

### 2-8-1 公共下水道整備に関する課題

#### (1) 普及、接続促進

公共下水道の整備は進んでいるが、有効に機能させるためには確実な接続を促進していく必要がある。し尿の汲み取りを行う家庭は減少してきたが、単独処理浄化槽を利用する家庭は依然として相当数あり、生活排水による水質汚濁を防止するためにも公共下水道をはじめとする生活排水処理施設の整備が重要である。

#### (2) 計画の見直し

下水道事業に掛かる財政的負担は大きく、少子化等による人口減少で市街地の広がりが増えつつある中で、集合処理によるスケールメリットが得られるかどうか検証し、場所によっては合併処理浄化槽による個別処理の推進に切り替えることも検討する必要がある。

#### (3) 流域下水道の移管

流域下水道が本市に移管されるに当たり、維持管理体制の整備等、円滑に事業が継承できるように準備を進めていく必要がある。

### 2-8-2 農業集落排水処理に関する課題

農業集落排水処理事業については、施設整備が終了し、接続もほぼ済んでいる。

今後は、効率的な維持管理のため公共下水道への接続も視野に入れて施設の存続を検討していく必要がある。

### 2-8-3 浄化槽整備に関する課題

公共下水道の計画区域外においては、生活排水による水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を推進し、個別に水質保全に取り組む必要がある。

### 2-8-4 し尿等の収集に関する課題

し尿等の収集量が減少しているが、市内全域を公共下水道でカバーできる訳ではなく、今後もし尿等の処理を必要とするため、収集体制を維持していかなければならない。

## 2-8-5 し尿等の処理に関する課題

し尿の収集量が減少し、浄化槽汚泥は安定して排出されていることから、浄化槽汚泥混入率が上昇している。性状の希薄化により処理効率へ影響が出ないように衛生プラントの運転管理条件を適度に変更して対応する必要がある。

既に平成6年度に負荷変動に対する適応性の高い膜分離方式への改造を行っているが、その後17年が経過し、施設全体としては23年経過している。施設は良好に機能していることから、適切な管理により延命化を図りつつ、更新、廃止時期について検討する必要がある。

## 2-8-6 使用料金等に関する課題

公共下水道及び農業集落排水処理施設使用料については、類似した使用形態であるにもかかわらず敷地地区とその他の地区で料金体系が異なっているため、費用負担の公平性について検討する必要がある。(表4-2-6参照)

また、下水道事業については独立採算性が原則となっており、企業会計方式の導入について検討する必要がある。

し尿等の収集手数料については、しばらく改訂されていないが、収集、処理体制の変化や社会情勢の動向等に基づき適正価格となっているか検討する必要がある。

表4-2-6 公共下水道・農業集落排水処理施設使用料金表

処 理 区	区 分	排除汚水量	使用料
・磐南処理区(磐田地区・福田地区・竜洋地区・豊田地区) ・豊岡処理区 ・鮫島・浜部地区 ・西島・玉越地区 ・向笠里地区	基本料金(2ヶ月)	基本水量	16m <sup>3</sup> まで1,700円
	超過料金 (1m <sup>3</sup> あたり)	17~20m <sup>3</sup> まで	25円
		21~40m <sup>3</sup> まで	126円
		41~60m <sup>3</sup> まで	131円
		61~100m <sup>3</sup> まで	143円
		101~200m <sup>3</sup> まで	155円
	201m <sup>3</sup> ~	165円	
敷地地区(敷地・家田・合代 島上・大当所・社山・大平)	基本料金(2ヶ月)	基本水量	16m <sup>3</sup> まで2,120円
	超過料金 (1m <sup>3</sup> あたり)	17~20m <sup>3</sup> まで	34.45円
		21~40m <sup>3</sup> まで	135.45円
		41~60m <sup>3</sup> まで	140.45円
		61~100m <sup>3</sup> まで	152.45円
		101~200m <sup>3</sup> まで	164.45円
	201m <sup>3</sup> ~	174.45円	

注1) 平成23年4月1日現在

2) 2ヶ月分・消費税含

3.生活排水処理基本計画

3-1 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体を表4-3-1に示す。

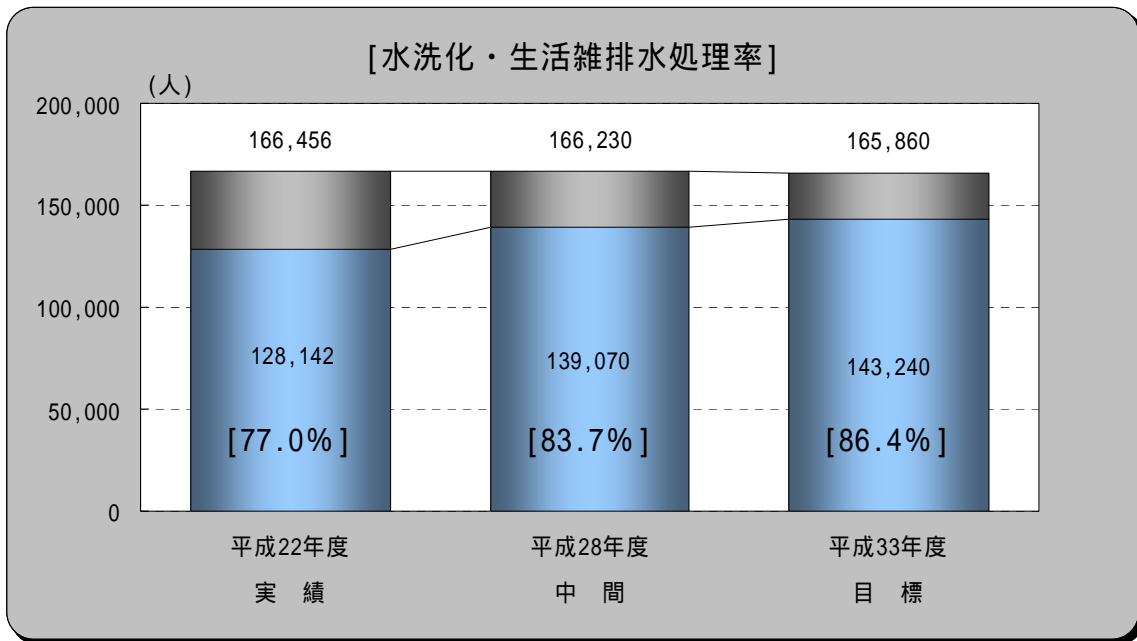
表4-3-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる排水の種類	設置主体	施設整備規模 (計画人口)	対象区域
公共下水道	し尿 生活雑排水 工場排水	市	10,000人以上	主として市街地
流域下水道	-	-	第2種 3~15万人	2以上の市町村区
農業集落排水施設	し尿 生活雑排水	市	1,000人程度以下	農業振興地域内の農業集落
コミュニティ・プラント (地域し尿処理施設)	-	-	101人~3万人	制限なし
合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水	個人等	-	-
単独処理浄化槽	し尿	(廃止)	-	-
生活排水処理施設	無し	-	101人以上	制限なし
し尿処理施設	し尿 浄化槽汚泥	市	-	-

3-2 生活排水の処理の目標 -----

生活排水の処理の目標を図4-3-1に示す。

目標に設定する指標は、水洗化・生活雑排水処理率とする。平成22年度実績で77.0%であったものを中間目標の平成28年度には83.7%、目標年度の平成33年度には86.4%とすることを目標とする。

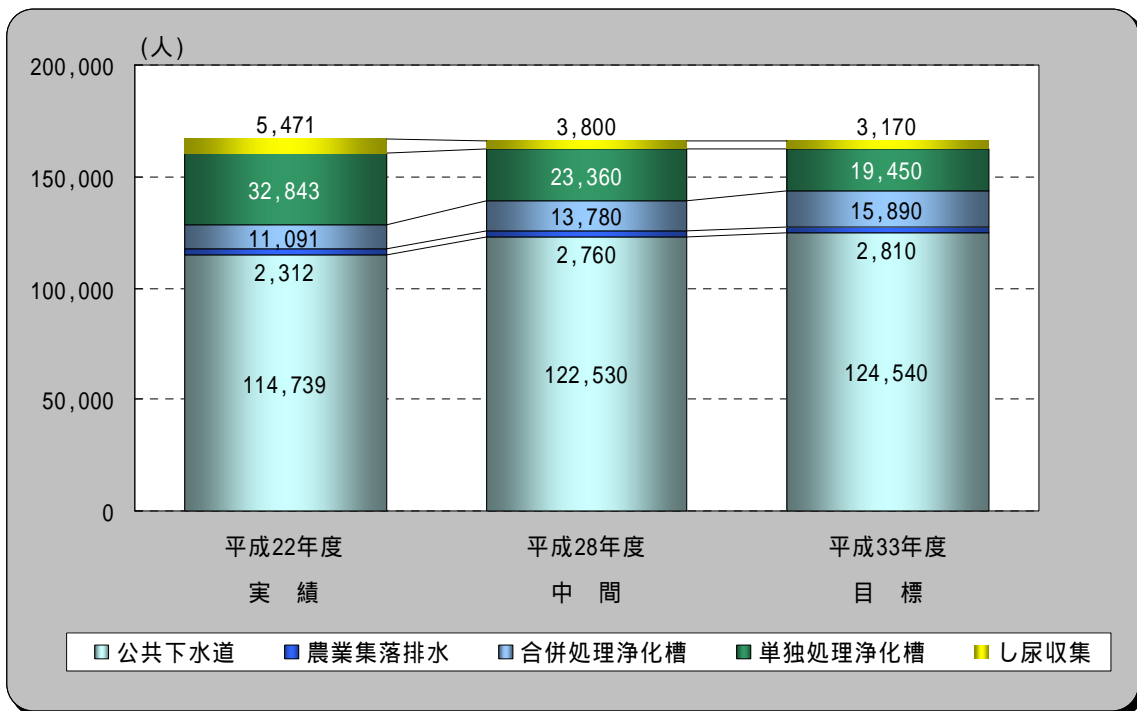


注)年度末現在で外国人を含まない

図 4-3-1 生活排水の処理の目標

3-3 生活排水を処理する区域及び人口等

生活排水の処理形態別人口の目標を図 4-3-2 に、下水道計画図を図 4-3-3 に示す。



注)年度末現在で外国人を含まない

図 4-3-2 生活排水の処理形態別人口の目標

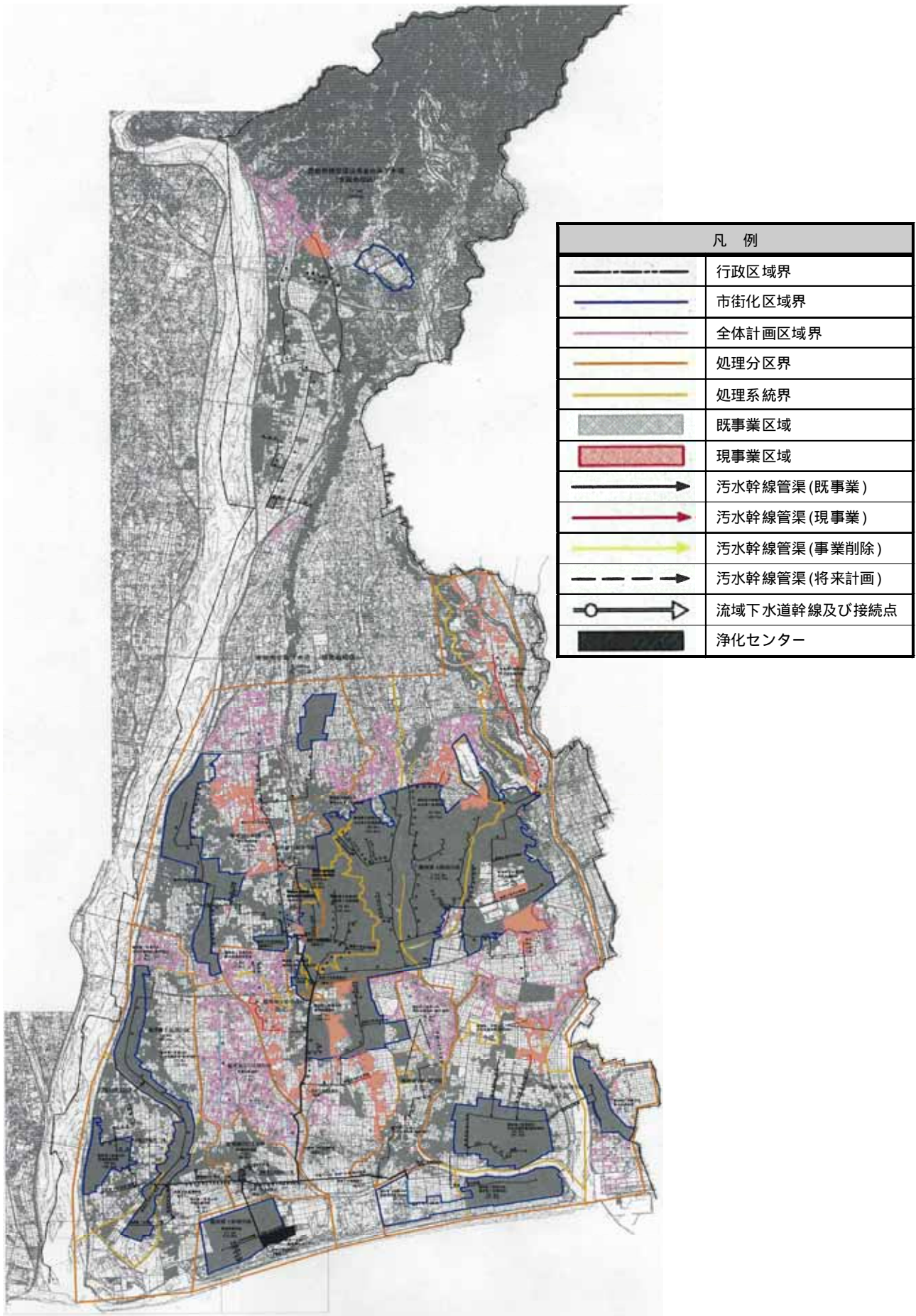


図 4-3-3 下水道計画図

## 3-4 施設及びその整備計画の概要

各生活排水処理施設の整備計画の概要を表4-3-2に示す。

表4-3-2 生活排水処理施設の整備計画の概要

区分	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	事業費見込み
公共下水道	磐南処理区 3,980ha 豊岡処理区 317ha	145,000人 9,300人	平成46年度頃 平成41年度頃	-
農業集落排水 処理施設	鮫島・浜部 31.0ha 西島・玉越 11.7ha 敷地 45.4ha 向笠里 39.6ha	900人 960人 1,740人 1,240人	(終了)	-
コミュニティ・プラント	予定なし	-	-	-
合併処理浄化槽	下水道事業区域外	15,890人 (人口予測による)	平成24～33年度	約5億円
し尿処理施設	市全域	27,490人 (人口予測による)	-	-

注1)合併処理浄化槽の事業費見込みは平成17～23年度の整備計画との人口比で算出。

2)し尿処理施設の計画処理人口は合併及び単独処理浄化槽、農業集落排水並びにし尿収集人口の合計。

## 3-5 し尿・汚泥の処理計画 -----

## 3-5-1 収集運搬計画

## (1) 収集運搬に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥の収集量は減少してきているが、市全域を公共下水道で対応できるわけではなく、浄化槽整備を推進する地区もあることから、し尿及び浄化槽汚泥の収集業務は今後も継続していかなければならない。

したがって、許可業者と連携を保ちながら安定した収集業務を維持していくものとする。

## (2) 収集区域の範囲

市全域とする。

## (3) 収集運搬の方法

収集業務は、直営及び許可制とする。

直営収集は、災害時など緊急対策用として必要なことから維持していくものとし、通常は公共施設の収集を実施する。

許可業者は、一般家庭及び民間事業所のし尿及び浄化槽汚泥の収集を実施する。

(4) 計画収集量

し尿及び浄化槽汚泥の計画収集量を図4-3-4に示す。

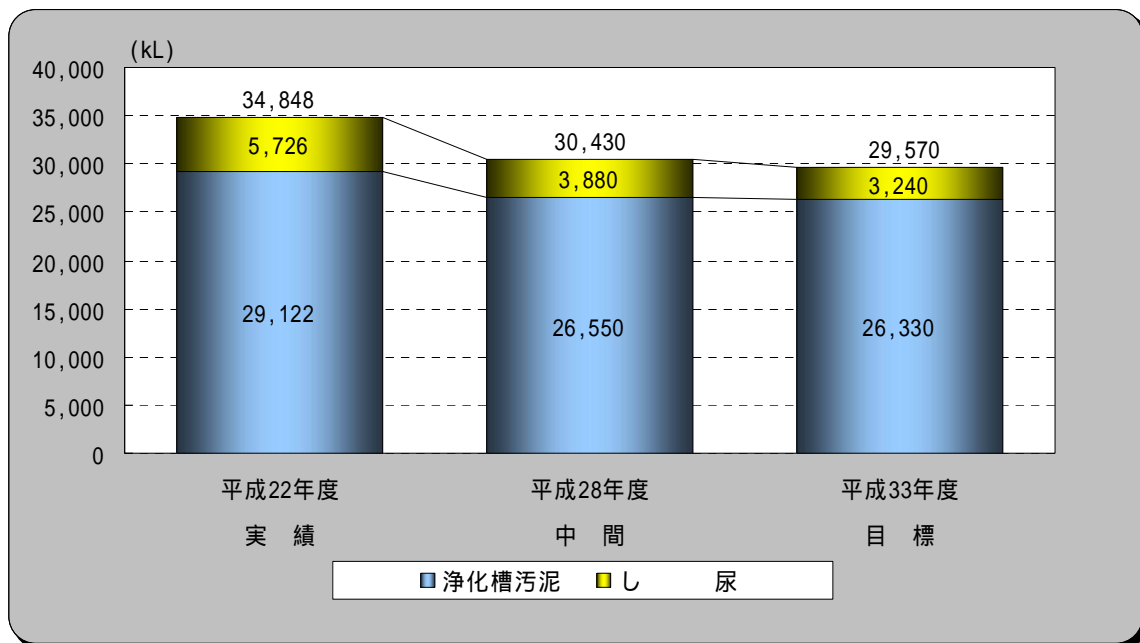


図4-3-4 し尿及び浄化槽汚泥の計画収集量

3-5-2 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

し尿処理施設「磐田市衛生プラント」は長期にわたり稼働しているが、現状では良好な状態を維持している。一方で、搬入量の減少、負荷量の低下など、運転条件が年々変化している。

今後も引き続き、各設備の状況や搬入性状変動に応じた施設運営・運転管理を行い、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を継続することを目標とする。

(2) 中間処理の方法

当面は現状と同様に「磐田市衛生プラント」での処理を継続していくものとする。

ただし、適正処理の継続に向けた施設の老朽化対策や運転条件の変化への対応、循環型社会に寄与できる処理システムへの変更など、今後の施設のあり方や整備方針等について検討を進めるものとする。



## (3) 計画処理量

し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量を図4-3-5に示す。

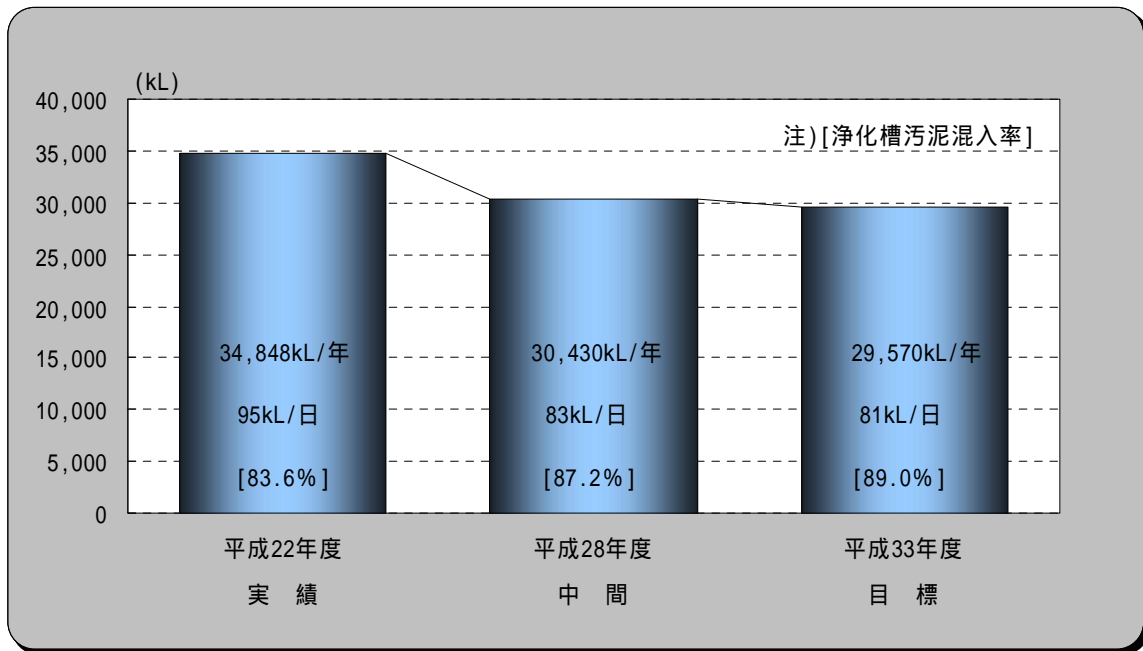


図4-3-5 し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量

## 3-5-3 最終処分計画

## (1) 最終処分に関する目標

し尿処理施設から発生する汚泥は、肥料として資源化する場合もあるが、本市では性状が安定せず、利用先の確保が難しかったため、処理の過程で取り除かれるし渣とともに焼却し、埋立処分するようになった。

今後も処理後の汚泥等は、衛生処理、減量化の観点から焼却し、埋立処分する。

## (2) 最終処分の方法

し渣及び汚泥の焼却残渣は、中遠広域事務組合一般廃棄物最終処分場に埋立処分する。

### 3-6 その他生活排水処理に関し必要な事項

#### 3-6-1 住民意識向上のための啓発活動

市ホームページ、広報紙等を活用し、公共用水域の水質保全状況等の情報発信、生活排水対策等の重要性についての啓発を行う。

#### 3-6-2 災害対策

地震、水害等の大規模災害に備え、地域防災計画に従い以下の災害対策を推進する。

- ・ 処理施設等の耐震化を進める。
- ・ 広域的な支援体制を構築する。
- ・ し尿等収集業者との災害時協力に関する協定を結ぶ。
- ・ 発災時の行動をマニュアル化する。